

法人県民税及び法人事業税の超過課税の延長について 3指定都市合同で神奈川県に対し要請活動を行います

神奈川県では、生活環境や都市基盤の整備といった特別な財政需要に対処するため、法人県民税及び法人事業税の超過課税が概ね5年ごとに延長しながら実施されており、本年10月には、現行制度の期限が到来するところです。

このことに関連して、令和7年8月28日(木)に、法人県民税及び法人事業税の超過課税の延長について、本村賢太郎相模原市長は、横浜市及び川崎市と合同で平田良徳神奈川県副知事を訪問し要請活動を行います。

1 要請日時 令和7年8月28日(木)13時10分～13時20分

2 要請場所 神奈川県庁 新庁舎5階 第5会議室

3 注意事項

当日に取材される場合は、**8月27日(水)正午までに**、下記の間合せ先に御連絡ください。

※ 冒頭(要請書手交まで)の写真撮影及び要請活動後のぶら下がり取材が可能です。

※ 要請内容については、要請後に改めて情報提供いたします。



【 問合せ 】

相模原市財政局財政部財政課 大井

電話 042-769-8216